

22 役員等変更届（大阪府所轄の準学校法人用）①

年 月 日

大阪府教育長 ○○○○ 様 ②

○○学校設置者
設置者所在地
設置者名
設置者代表者名

役員等変更届

このたび学校法人○○学園の役員等(理事長・代表業務執行理事・理事・監事・評議員・会計監査人)を下記のとおり変更したので、私立学校法施行令第6条第2項の規定に基づきお届けします。

記

- 1 就任年月日
退任年月日
- 2 新旧役員等名簿(様式25) ③

添付書類

- 1) 就任者の履歴書 ④
 - 2) 就任者の誓約書(様式32、様式35、様式36、様式37)
 - 3) 就任承諾書(様式20) ④
 - 4) 辞任届(様式33) ④⑤
 - 5) 理事会及び評議員会の決議録等、設置者所定の手続きを経たことを証する書類(様式29、30の作成例参照) ⑥
 - 6) 寄附行為
- ※ その他参考資料の提出を求める場合がある。

提出時期

変更後速やかに提出すること。

説明

- ① 大阪府所轄の学校法人で、府内に専修学校のみを設置する法人は、準学校法人に準じた手続きが必要であるため留意すること(以降の届出について同じ)。
- ② 氏名を省略する場合には「大阪府教育長様」とすること。
- ③ 役員等全員について作成すること。また、役員の任期を明らかにすること。
- ④ 正本副本とも写しを添付すること。
- ⑤ 役員の死亡等に伴う場合は、その旨が分かる書類(理事会決議録等)をもって、辞任届に替えることができる。任期満了に伴う変更の場合には不要。
- ⑥ 該当箇所には蛍光ペン等でマーカーすること。また、届出事項に係る議案資料をあわせて添付すること。

留意事項

1. 提出部数正副各1部(合計2部)
2. 重任の場合は評議員会議事録も提出すること。
3. サイズはA4版を原則するが、図表等が読みづらくなる場合はA3版でも可とする。両面印刷を原則とする(A4版は長辺綴じ、A3版の場合は短辺綴じ)。

4. 代表権を有する理事の変更の場合は、併せて学校法人登記完了届を提出すること。
5. 会計監査人を変更するときは、会計監査人が監査法人である場合、当該法人の登記事項証明書を提出すること。会計監査人が監査法人でない場合(公認会計士である場合)は、登記事項証明書ではなく、その者が公認会計士であることを証する書類を提出すること。